

奈良市公報

号外第11号

平成19年 5月18日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 土地区画整理法の規定による督促状の送付に代わる通知の内容の公告…………… 1
- 土地区画整理法の規定による督促状の送付に代わる通知の内容の掲示…………… 1

告示

奈良市告示第302号

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第3項の規定による清算金にかかる督促状は、送付すべき場所を確知することができなかったため、同法第133条第1項及び同条第2項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を当該右欄のとおり公告します。

平成19年 5月18日

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）

J R奈良駅周辺土地区画整理事業

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 藤原 昭

書類の送付を受けるべき者	通知の内容
氏名・住所（又は判明している最後の住所）	
長山学 大阪府河内長野市南花台3 丁目6番47-301号	土地区画整理法第110条第3項の規定による清算金にかかる督促状（別紙のとおり）

別紙省略

（平成19年 5月18日揭示済）

奈良市告示第303号

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第3項の規定による清算金にかかる督促状は、送付すべき場所を確知することができなかったため、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が奈良市三条本町1番80号J R奈良駅周辺開発事務所に掲示されています。

平成19年 5月18日

奈良市長 藤原 昭

書類の送付を受けるべき者	通知の内容
氏名・住所（又は判明している最後の住所）	
長山学 大阪府河内長野市南花台3 丁目6番47-301号	土地区画整理法第110条第3項の規定による清算金にかかる督促状（別紙のとおり）

別紙省略

（平成19年 5月18日揭示済）